

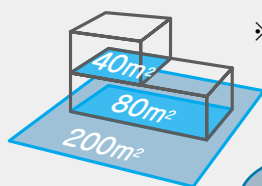
■ 地域にあった自主的なまちづくりルール

地域の特性に応じて、現行法制度にさらに一定の制限を、土地所有者などの全員の合意によって加え、お互いに守り合う「約束」を横浜市長が認める制度として、「建築協定」があります。この「約束」は個人の権利を制限しますが、地域の特性に合ったまちづくりに役立ちます（なお、現行法制度を緩和することはできません）。また、そのほかのまちづくりルールとして、「地区計画」などがあります。 ※詳細は、緑区ホームページ(http://www.city.yokohama.jp/me/midori/machi/ku_2_machirule.html)でもご覧になれます

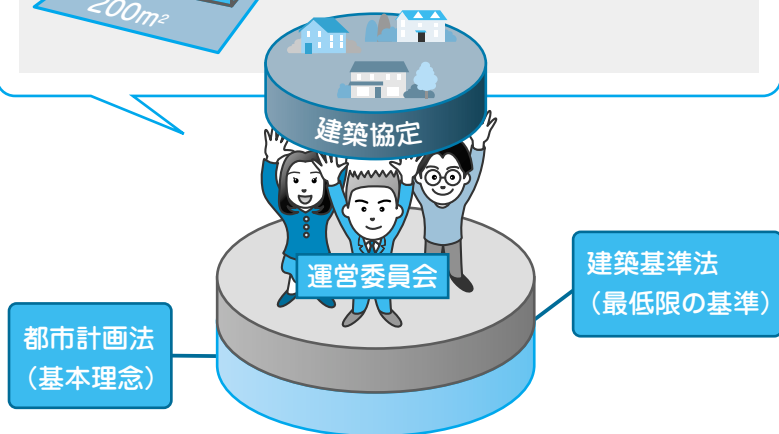
建築協定

- 例えば、
- 純粋な一戸建て住宅地にするために、建築物の用途を制限し、アパートなどを禁止する。
 - ゆとりのある住宅地にするために建ぺい率や容積率を制限し、また敷地面積の最低限度を定める。 など

建ぺい率…建築面積の敷地面積に対する割合
 容積率 …延べ面積の敷地面積に対する割合



※このイラストでは、
 建ぺい率 = $80/200 = 0.4 \rightarrow 40\%$ 、
 容積率 = $(40+80)/200 = 0.6 \rightarrow 60\%$



※現在、緑区には8つの建築協定があります

■ 地域に合ったルールは地域の総意で

それぞれの地域には、さまざまな立場や考えの人々が暮らしています。その中でまちづくりを進めるためには、地域で合意をとりながら、具体的なまちづくりを検討するための話し合いの場が必要です。では、どうやって話し合いを進め、何を決めたら良いのか…。次回はまちのルールづくりの方法や市の支援を紹介します。

【問合せ】 企画調整係まちのルールづくり相談コーナー (☎930-2217 / FAX 930-2209 ✉md-machirule@city.yokohama.jp)